

姫路市宿泊事業者緊急支援給付金

(よくある質問~その1~)

交付対象者について

Q) 市外に本社のあるホテル・旅館も対象になりますか？

A) 市内に対象となるホテル・旅館施設があれば、市外に本社があっても対象となります。

Q) 市内に設置したホテルを別の運営会社に貸して収益を得ていますが、この支援金の交付対象者になりますか。

A) 本支援金は、観光客等の大幅な減少により経営に甚大な影響が出ている市内の旅館・ホテルを営んでいる事業者に対して、事業継続に係る経費の一部を補助することを目的としており、旅館・ホテルの所有者（オーナー）は対象としていません。

Q) この支援金は全ての宿泊施設が対象となりますか？

A) 本支援金は、姫路市内の旅館・ホテル・簡易宿所・下宿が対象となり、風営法第2条第6項第4号に該当する宿泊施設（通称「ラブホテル」と言われる宿泊施設）や社会通念上、風営法第2条第6項第4号に相当する宿泊施設は対象となりません。

Q) 社会通念上、風営法第2条第6項第4号に相当する営業とはどのようなものですか。

A) 風営法第27条による届出を出さずに、風営法施行令第3条に掲げる構造及び設備を有する施設を設置した旅館・ホテル業のことを言います。

【例】

- ・施設の外に休憩料金の表示がある施設
- ・出入口に目隠しなど出入りする者を外部から見えにくくするための設備が設けられた施設
- ・フロント等に見通しを遮ることができるものが取り付けられている施設
- ・宿泊料金の受渡しや客室のカギの授受を客と従業員が面接して行わない施設 など

Q) 研修や福利厚生を主とした旅館・ホテル営業とはどのようなものですか。

A) 次の項目に該当する旅館・ホテル施設において、観光やビジネスなど一般的な利用客を顧客のターゲットとしていない、次のような営業のことを言います。

ただし、研修や福利厚生を目的としている施設であっても、観光やビジネスなど一般的な利用客を受け入れている施設は対象となります。

- 研修・・・企業や団体が内部研修、市民向け研修などを行うことを主たる目的として設置された施設
- 福利厚生・・・企業等が従業員などに対する福利厚生のために用意した施設
(保養所やスポーツ施設など)

姫路市宿泊事業者緊急支援給付金

(よくある質問~その2~)

交付要件について

Q) 市内に複数のホテルを経営している場合はどうなりますか？

A) 市内でホテル・旅館を運営する事業者につき算定します。

Q) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりホテルを休業していますが、給付金の交付対象となりますか？

A) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一時営業を休止している場合は対象となります。ただし、交付要件を満たす必要があります。

Q) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、3月末に廃業しましたが交付対象となりますか。

A) 現に事業を行っている事業者を対象としているため対象となりません。

申請手続について

Q) 申請書の客室の数はどのような数を記載すれば良いですか？

A) 客室の数は、原則、旅館業法第3条第1項の規定に基づき、姫路市保健所長に営業許可申請を行い、許可を受けている客室数とします。

ただし、届出から変更している場合は、変更後の客室数を確認できる書類を添付した上で変更後の数を記載してください。事務局へ申請いただいた書類を基に審査します。

Q) 売上額の30%以上減少していることがわかる書類とはどのようなものがありますか？また、何も作っていない場合どうなりますか。

A) 減収月等の売上げを示した帳簿等のほか、月次損益計算書、会計システムの帳簿、試算表、計算書や報告書などを想定しています。

売上額の減少を交付要件としているため、交付することができなくなります。提出書類で不明な点がありましたら、担当までご相談ください。

Q) 支援金の支払は口座振込ですか、現金支給ですか？

また、支払まで時間はかかりますか？

A) 支援金の支払は口座振込のみとさせていただきます。

支払までの日数については、審査の進捗状況にもよりますが、交付決定後、10日以内に振り込みします。

Q) 申請期間までに提出が間に合わない場合どうしたら良いですか？

A) 7月末を期限としておりますので、その期間内での申請をお願いします。